

施策評価調書(27年度実績)

				施策コード	I-5-(1)	
政策体系	施策名	犯罪に強い地域社会の確立	所管部局名	警察本部		
	政策名	安全・安心を実感できる暮らしの確立	関係部局名	警察本部		
				長期総合計画頁	57	

【Ⅰ. 主な取り組み】

取組No.	①	②	③	④
取組項目	安全・安心なまちづくりの推進	子ども・女性・高齢者を犯罪被害から守る取り組みの強化	犯罪検挙対策の推進	暴力団等組織犯罪対策の推進
取組No.	⑤			
取組項目	犯罪被害者等支援施策の推進			

【Ⅱ. 目標指標】

指 標		関連する取組No.	基準値		27年度			31年度	36年度	目標達成度(%)										
			年度	基準値	目標値	実績値	達成度	目標値	目標値	25	50	75	100	125						
i	刑法犯認知件数(件)	①②③	H26	5,384	5,220以下	4,843	107.2%	4,600以下	4,000以下											
ii	特殊詐欺被害件数(件)	①②③	H26	186	173以下	226	69.4%	130以下	90以下											

【Ⅲ. 指標による評価】

評価		理 由 等	平均評価
i	達成	犯罪分析に基づく予防・検挙活動や地域住民との協働による防犯活動を推進した結果、刑法犯認知件数は前年より541件少ない4,843件で、現行の方式で統計を取り始めた昭和27年以降、最少の件数となり、5,220件以下の目標値を達成した。	概ね達成
ii	著しく不十分	高齢者を中心とする特殊詐欺の被害を防止するため、コールセンターや各種媒体を活用した広報啓発活動を推進した結果、特殊詐欺の被害額は減少したが、被害件数は増加し、目標値を達成できなかった。	

【IV. 指標以外の観点からの評価】

取組 No.	指標以外の観点からの評価
①	・H27年12月末現在、355団体、26,834人の自主防犯パトロール隊が活動を行っており、優良な活動に対する活動奨励金の交付や活動内容を広く紹介する活動事例集の作成、配付などの支援活動を実施することで、自主防犯活動の促進、活性化を図った。
②	・H27年中、県内で子どもや女性を対象とする声掛け事案を263件認知し、うち71件について行為者を特定して指導・警告を行うなど、性犯罪等の前兆とみられる声掛け事案等への迅速・的確な対応を行った。
③	・DNA型鑑定等の最新の科学捜査力や各種捜査支援システムの積極的な活用により、殺人・強盗などの重要犯罪の検挙率は104.3%で前年より6.0ポイント増加し、全国平均(72.3%)を大幅に上回った。
④	・H27年度中、各種暴排協議会や行政機関等を対象として行う不当要求防止責任者講習会において、暴力団情勢や不当要求による被害を防止するために必要な対応要領等の講習を47回開催し、企業や団体の責任者2,175名が受講するなど、社会全体における暴力団排除意識の高揚を図った。
⑤	・H27年度中、犯罪被害者の精神的・経済的支援のため、228事件の犯罪被害者等に対し、ニーズに即した情報提供や被害者支援を実施した。また、診断書料等の公費負担については、165件実施したほか、新規にハウスクリーニング費用の項目を追加するなど、犯罪被害者の経済的負担の軽減を図った。

【V. 施策を構成する主要事業】

取組 No.	事業名(27年度事業)	事業コスト(千円)	事務事業評価		主要な施策の成果掲載頁
			総合評価	28年度の方向性	
①	地域防犯力強化育成事業	29,904	A	継続・見直し	209
②	特殊詐欺被害防止総合対策事業	32,765	C	継続・見直し	210

【VI. 施策に対する意見・提言】

<p>○第4回大分中央警察署協議会(H28.2)</p> <p>・携帯電話やインターネットの安全利用については、子どもに加え保護者に対する注意喚起も重要だと感じた。</p>	<p>○第4回竹田警察署協議会(H28.2)</p> <p>・特殊詐欺も行方不明も、いち早く事案が発生したことを住民に知らせることが大事で、これにより住民の自主防犯意識を高め、地域全体で取り組んでいくことが重要である。</p>
--	---

【VII. 総合評価と今後の施策展開について】

総合評価	施策展開の具体的内容
B	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯ボランティア活動の活性化を図るため、幼年期から防犯意識を醸成し、中高大学生によるボランティア活動及び地域のボランティア活動へ繋げる「防犯ボランティアのライフサイクル」の形成に向けて、活動に対する各種支援や防犯ボランティア等との協働による活動を推進する。 ・ストーカー・DV事案被害者等の安全確保を最優先に、被害防止のために迅速な対応を行うとともに、悪質な事案に対しては積極的な事件化と警告等による被害の拡大防止、再被害防止を図る。 ・高齢者を中心とした特殊詐欺被害の撲滅に向け、地域住民や関係機関・団体と連携し、「犯人と話をしない対策」「犯人からだまされない対策」「犯人にお金を渡さない対策」を推進する。 ・重要犯罪を早期検挙するため、事件発生と同時に大量の捜査員を現場に投入するとともに、現場鑑識を徹底するなど、更に迅速・的確な初動捜査を実施する。 ・更なる暴力団排除気運の醸成を図るため、暴力団排除条例や暴力団対策法等の効果的な運用により、社会が一体となった暴力団排除活動を推進する。 ・他県における公費負担項目を参考として、犯罪被害者等のニーズにあった公費負担項目の拡大を検討する。